

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成25年5月2日(2013.5.2)

【公開番号】特開2011-191469(P2011-191469A)

【公開日】平成23年9月29日(2011.9.29)

【年通号数】公開・登録公報2011-039

【出願番号】特願2010-57080(P2010-57080)

【国際特許分類】

G 03 B 17/14 (2006.01)

G 02 B 5/00 (2006.01)

G 03 B 11/00 (2006.01)

【F I】

G 03 B 17/14

G 02 B 5/00 Z

G 03 B 11/00

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月12日(2013.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

レンズ鏡筒を交換できるカメラにおいて、前記レンズ鏡筒側のマウントと前記カメラ側のマウントとの間に接続され、前記レンズ鏡筒側のマウントと前記カメラ側のマウントとをつなぐ中間鏡筒であって、光学フィルターを前記中間鏡筒外部より回転操作可能にした中間鏡筒。

【請求項2】

レンズ鏡筒とカメラとの間に設けられる中間鏡筒であって、

本体と、

前記本体に設けられ、当該本体の外部に一部突出した操作ダイヤルと、

前記本体に設けられ、当該本体の内部に設けられる光学フィルターと、を備え、

前記光学フィルターは、前記操作ダイヤルが操作されることで、回転される、

中間鏡筒。

【請求項3】

前記光学フィルターは、フィルター保持リングに保持され、

前記フィルター保持リングは、保持リング押さえに保持されることで、前記本体の内周に設けられた上で、回転可能となる、

請求項2に記載の中間鏡筒。

【請求項4】

前記光学フィルターと前記操作ダイヤルは、ギアの噛み合いにより、回転される、

請求項2に記載の中間鏡筒。